

京都市京北区域における宅地等開発行為に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平成19年5月に策定された京北地域の土地利用ルールのあり方とりまとめに基づき、京北区域（京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）前の同町の区域をいう。以下同じ。）で行われる開発行為に関し協議その他必要な事項を定めることにより、無秩序な開発を防止し、京北区域の秩序ある発展、住民の健康で快適な生活環境の確保及び自然環境の保護に資することを目的とする。

(適用区域)

第2条 この要綱は、京北区域に適用する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 開発区域 開発行為をする土地の区域をいう。
- (3) 事業者 開発行為及び開発行為に関する工事に係る請負契約の発注者又は請負契約によらないで自らその工事を行う者をいう。
- (4) 工事施行者 開発行為及び開発行為に関する工事の請負人（下請負人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- (5) 建築物 建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (6) 建築 建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。
- (7) 特定工作物 都市計画法第4条第11項に規定する特定工作物をいう。
- (8) 公共施設 道路、公園、下水道、農業集落排水施設、緑地、広場、河川、運河、水路及び公共の用に供する貯水施設をいう。

(市の責務)

第4条 市は、この要綱の目的を達成するため、健康で快適な生活環境の確保を図る必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(事業者及び工事施行者の責務)

第5条 事業者及び工事施行者は、開発行為に係る事業の実施に当たり、市の土地利用に関する施策に協力しなければならない。

- 2 事業者及び工事施行者は、この要綱に規定するもののほか、関係法令等を遵守し、均衡ある健全な地域の形成に配慮しなければならない。
- 3 事業者及び工事施行者は、開発行為に係る事業の計画について、開発区域周辺の住民等の意見を十分尊重するものとし、説明会等により、あらかじめ必要な調整を行わなければならない。
- 4 事業者は、開発区域内において、建築協定の締結その他土地利用の適正化に資すると

認められる措置を講じることにより、将来にわたる生活環境の維持増進に努めなければならない。

(市長との協議)

第6条 開発区域の面積が1,000平方メートル以上の開発行為(2以上の開発行為が連担して行われる場合において、それぞれの開発行為が、人的又は資本的關係等から同一の経営に係るものと認められるときは、1の開発行為とみなす。)を行おうとする者は、開発行為に関する法令に基づく許可、認可等の申請又は届出の手続を行う前(それらの手続を要しない開発行為にあつては、開発行為又は開発行為に関する工事に着手する前)に、市長と協議しなければならない。

2 分譲等を目的とした2区画以上の開発行為を行おうとする者は、前項に規定する面積未満の開発区域であっても、市長と協議しなければならない。

3 前2項の協議(以下「開発協議」という。)の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 開発区域(開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区。以下同じ。)の位置、区域及び規模
- (2) 開発区域内において予定される建築物又は特定工作物の用途
- (3) 開発行為に関する設計者の氏名及び住所(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の職氏名)
- (4) 工事施行者の氏名及び住所(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の職氏名)
- (5) 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- (6) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為、その他の開発行為の別
- (7) 開発行為を京北区域で行う理由
- (8) 資金計画

4 前項の申出書には、次の各号に掲げる書面を添付しなければならない。ただし、市長が添付する必要がないと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 第9条第1項に規定する同意を得たことを証する書面
- (2) 同条第2項に規定する協議の経過を示す書面
- (3) 設計説明書(第2号様式)
- (4) 申請者の資力及び信用に関する申告書(第3号様式)
- (5) 工事施行者の能力に関する申告書(第4号様式)
- (6) 設計者の資格に関する申告書(第5号様式)
- (7) 開発区域の土地又はその土地にある工作物に関する調書(第6号様式)
- (8) 土地所有者等の同意書(第7号様式)
- (9) 開発区域位置図

- (10) 開発区域区域図
- (11) 現況図
- (12) 土地利用計画図
- (13) 造成計画平面図
- (14) 排水施設計画平面図
- (15) 給水施設計画平面図（配水施設を含む。）
- (16) 排水流域図
- (17) 防災施設計画平面図
- (18) 造成計画縦横断面図
- (19) 道路計画縦断面図
- (20) 道路計画横断面図
- (21) 排水計画縦断面図
- (22) 道路施設構造図
- (23) 排水施設構造図
- (24) 崖面の断面図
- (25) 擁壁の断面図（構造図）
- (26) 擁壁の正面図（展開図）
- (27) 鉄筋コンクリート構造図
- (28) 橋梁等架設施設計画図
- (29) 貯水施設計画図
- (30) 公園施設計画図
- (31) 遊水池，洪水調節池，沈砂池等施設設計図
- (32) その他工作物等設計図書
- (33) 土質分布図
- (34) 地盤（土質）柱状図等
- (35) 求積図
- (36) 公図（字限図）
- (37) 公共施設の新旧対照図
- (38) 境界確定図
- (39) 開発区域の土地の登記事項証明書
- (40) 開発協議の申出をしようとする者及び工事施行者に係る住民票又は登記事項証明書
- (41) 所得税，法人税，府民税，市民税及び固定資産税の納税証明書

5 市長は，前項各号に掲げる図書のほか，必要と認める図書の添付を求めることができる。

6 第3項から前項までに掲げる図書の提出部数は，3部とする。この場合において，市

長は、必要と認めるとき、部数を増やすことができる。

(開発協議事項)

第7条 市長は、開発協議の申出があったとき、都市計画法第33条の規定に準じて次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 開発行為に起因して必要となる公共施設の設置、改修及び管理方法
- (2) 開発区域内の道路計画
- (3) 開発区域内の排水計画
- (4) 開発区域内の水道施設
- (5) 防犯灯又は街路灯の設置
- (6) 消防施設の設置
- (7) ごみ処理、史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財その他法令等に基づくもの

(設計者の資格)

第8条 第6条第4項第9号から第32号までに規定する設計に係る図書は、資格を有する者の作成したものでなければならない。

(公共施設の管理者の同意等)

第9条 開発協議の申出をしようとする者は、あらかじめ、開発行為に係る公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

- 2 開発協議の申出をしようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者と協議しなければならない。
- 3 前2項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前2項の協議を行うものとする。

(公共施設の設置、管理等)

第10条 事業者は、開発行為に起因して必要となる公共施設の設置及び改修等について、市長及び公共施設管理者等（以下「市長等」という。）と協議のうえ、自己の負担において行わなければならない。

- 2 公共施設の管理方法等については、開発協議の前に市長等と協議を行わなければならない。この場合において、当該公共施設を京都市に移管するとき、市長等の指示を受けるものとする。

(良好な居住環境の確保)

第11条 事業者は、宅地等の開発に当たり、京北区域の自然環境に配慮し、良好な居住環境の形成に努めなければならない。

(道路関係)

第12条 事業者は、開発区域内の道路計画について、市長等と協議のうえ、その指示を受けるものとする。

- 2 事業者は、開発区域内に既設の農道又は林道があるとき、その管理者と協議のうえ、機能確保を図るものとする。

(排水関係)

第13条 事業者は、下水道法第2条第1号に規定する開発区域内の下水を有効に排出するため、施設の新設又は改良を行うものとする。

2 事業者は、既設の排水施設を利用するとき、市長等の同意を取り付けなければならない。この場合において、排水量によって、開発区域外の河川、水路等の改修が必要なときは、市長等と協議のうえ、原則として事業者において行うものとする。

3 事業者は、開発区域内の排水計画について、市長等と協議のうえ、その指示を受けるものとする。

(環境衛生関係)

第14条 宅地造成、住宅の建築及びその他の工作物の設置に係るふん尿及び生活雑排水等の汚水処理方法並びにごみ処理等については、法令等に基づくものとする。

(給水関係)

第15条 事業者は、開発区域内の水道施設について、管理者と協議のうえ、その指示を受けるものとする。

(防犯灯又は街路灯の設置)

第16条 事業者は、開発に当たり、開発区域内及びその周辺の必要な箇所に、防犯灯又は街路灯を設置するよう努めなければならない。

(消防水利関係)

第17条 事業者は、開発に当たり、消防関係部局と消防施設の設置について協議しなければならない。

(文化財関係)

第18条 事業者は、開発行為予定地に史跡、名勝、天然記念物及び埋蔵文化財等が存在するとき、法令等に基づき、市長等と協議しなければならない。

(傾斜地での開発)

第19条 事業者は、傾斜地での開発行為については、土砂流出又は崖崩れ等の災害を生じることのないよう、特に配慮しなければならない。

(擁壁の設置等)

第20条 事業者は、次の各号に掲げる崖（地表面が水平面に対し、30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化が著しいものを除く。）以外のものをいう。以下同じ。）が生じたときは、原則として擁壁を設置しなければならない。この場合において、擁壁等の設置に当たり、京都市開発技術基準によらなければならない。

- (1) 当該切土をした土地の部分に、高さが2メートルを超える崖を生じることになるもの
- (2) 当該盛土をした土地の部分に、高さが1メートルを超える崖を生じることになるもの
- (3) 切土と盛土とを同時にする場合で、当該切土及び盛土をした土地の部分に、高さが

2メートルを超える崖を生じることになるもの

2 切土又は盛土により生じるのり面は、擁壁が設置されるときを除き、事業者は、のり面の保護を講じなければならない。

(公有地管理者との協議)

第21条 開発区域に、市が所有する土地及びその他官有地が所在又は接するとき、事業者は当該土地の管理者と協議しなければならない。

(協議結果の通知)

第22条 市長は、第10条から前条までの協議経過を踏まえ、開発協議を申し出た者に対し、その結果を通知書(第8号様式)により通知する。

(変更協議)

第23条 前条の規定による通知(協議不調である旨の通知を除く。以下「協議結果通知」という。)を受けた事業者は、第6条第3項の各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、変更協議書(第9号様式)によりあらかじめ市長と協議しなければならない。

(再協議)

第24条 事業者は、協議結果通知を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日後に、当該協議結果通知に係る開発行為に関する法令に基づく認可、許可等の申請若しくは届出を行おうとするとき又は法令に基づく許可、認可等の申請若しくは届出を要しない開発行為であって当該開発行為に着手しようとするときは、改めて第6条第1項又は第2項の規定により協議しなければならない。ただし、事業者が当該3年を経過する日までに、その理由を添えて、当該申請若しくは届出を行うことができない旨又は開発行為に着手できない旨を市長に申し出て、その承認を受けたときは、この限りでない。

(工事の着手の届出)

第25条 協議結果通知を受けた事業者は、協議結果通知に係る工事に着手したとき、工事着手日届出書(第10号様式)により速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(工事の施行)

第26条 事業者及び工事施行者は、工事の施行に当たって、他の者に危害が生じないよう必要な措置を講じなければならない。

2 事業者及び工事施行者は、工事の施行に当たって被害が生じたときは、事業者又は工事施行者の負担により、速やかに措置を講じなければならない。

(工事検査)

第27条 協議結果通知を受けた事業者は、当該開発区域の全部について、当該開発行為(当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事)を完了したとき、完了届(第11号様式)によりその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該工事が開発協議の内

容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発協議の内容に適合していると認めるときは、協議結果通知を受けた事業者は、検査済証を交付しなければならない。

3 市長は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、京都市条例の公布等に関する条例第6条の規定に基づき公告しなければならない。

4 協議結果通知を受けた事業者は、工事期間中において、市長が必要と認めるとき、検査を受検する義務を負う。

(建築制限等)

第28条 開発協議をした開発区域内の土地においては、前条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号に該当するときはこの限りでない。

(1) 当該開発行為に関する工事用の仮設建築物の建築又は特定工作物を建設するときその他市長が支障がないと認めるとき。

(2) 開発区域若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある建築物その他の工作物につき当該開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の実施の権利の妨げとなる権利を有する者で、当該開発行為に関し同意をしていない者が、その権利の行使として建築物を建築し、又は特定工作物を建設するとき。

(開発行為の廃止)

第29条 協議結果通知を受けた事業者は、開発行為に関する工事を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する届出があったとき、必要があると認める範囲で、その届出に係る事項について必要な措置を講じるよう指導できる。

(報告及び立入検査)

第30条 市長は、この要綱の目的達成のため、必要な限度において、事業者又は工事施行者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要に応じて職員を工事の場所に立ち入らせ、当該土地にある物件若しくは工事の実施の状況を調査させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携行し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例の施行の日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の規定は、京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例の施行日以後の協議について適用し、同日前の協議については、なお従前の例による。

第1号様式（第6条関係）

申 出 書

(あて先) 京都市長		年 月 日
申出者の住所（法人にあつては，所在地）		申出者の氏名（法人にあつては，名称，代表者の職名及び氏名。記名押印又は署名） 電話番号 ()
京都市京北区域における宅地等開発行為に関する指導要綱第6条第3項の規定に基づき，以下の開発行為に係る協議を申し出ます。		
開発区域の位置，区域及び規模	位置 区域 規模	
開発行為において予定する建築物又は特定工作物の用途		
設計者の氏名及び住所（法人にあつては，所在地，名称及び代表者の職氏名）		
工事施行者の氏名及び住所（法人にあつては，所在地，名称及び代表者の職氏名）		
工事の着手予定日及び完了予定年月日	着手予定日 完了予定年月日	
開発行為の態様（該当する番号を○で囲んでください。）	1 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 2 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為 3 その他の開発行為	
開発行為を京北区域で行う理由		
資金計画		

設計説明書（設計の方針等）

設計者の住所(法人にあつては所在地)	設計者の氏名(法人にあつては, 名称, 代表者の職名及び氏名。記名押印又は署名) 電話番号 ()
開発区域に含まれる地域の名称	開発区域の面積 平方メートル
設計の方針	開発行為の目的(予定建築物等の種別, 用途等)
	基本方針(計画構想, 住区構成, 公共・公益的施設計画等)
土地の利用制限等	<input type="checkbox"/> 都市計画区域以外の区域 <input type="checkbox"/> 砂防指定地 <input type="checkbox"/> 災害危険区域 <input type="checkbox"/> 史跡名勝天然記念物 <input type="checkbox"/> 保安林 <input type="checkbox"/> その他()
	該当する□に, レを記入してください。

開発 区域 の土 地の 現況	地目 別概 要	地 目 区 分	宅地	農地	山林	水路	道路	その他 ()	計
		面積 (平方メートル)							
		比率 (パーセント)							100
	所有 別概 要	所 有 区 分	自己所有地	民 有 地	官 有 地	計			
		面積 (平方メートル)							
		比率 (パーセント)				100			
土 地 利 用 計 画	開 発 区 域 内	利 用 区 分	宅地	公 共 施 設 用 地					小計
				道路	公園	緑地・広場	排水施設	その他 ()	
		面積 (平方メートル)							
		比率 (パーセント)							
		利 用 区 分	公 益 的 施 設 用 地					その他 ()	計
	面積 (平方メートル)								
	比率 (パーセント)							100	
	開 発 区 域 外	利 用 区 分	道 路	排 水 施 設	その他 ()	計			
		面積 (平方メートル)							
		比率 (パーセント)				100			
	住区 ・街 区 の 設 定 計 画	宅地面積	街区数	平均街区面積	区画数	平均区画面積	計画戸数	計画人口	人口密度
平方メートル			平方メートル		平方メートル				
計画の内容 (住区・街区の構成, 規模等)									

注 1 該当する口に、レを記入してください。

- 2 開発区域を工区に分けたときは、開発区域について作成するとともに、工区を開発区域とみなして、それぞれの工区についても作成してください。
- 3 開発行為の目的の欄には、戸建て住宅、共同住宅、工場、倉庫、店舗、宅地分譲、建売分譲等の建設、用途の区分等を記入してください。
- 4 基本方針の欄の計画構想については、計画上考慮した周辺との関連及び特に留意した事項の概要を記入し、公共・公益的施設計画については、開発区域外における施設の計画の概要についても記入してください。

設計説明書（公共施設等の整備計画）

公 共 施 設 の 整 備 計 画	道 路	(道路の配置計画, 利用区分計画, 整備の内容等)
	公 園	(公園の設置計画, 整備の内容等)
	排 水 施 設	(排水施設の設置計画, 整備の内容等)
	消 防 施 設	(貯水施設, 消火栓の設置計画, 整備の内容等)
	そ の 他 の 施 設	(汚水処理施設, 給配水施設等の設置計画, 整備の内容等)

公 益 的 施 設 の 整 備 計 画	(教育施設, 医療施設, 交通施設, 購買施設その他の公益的施設の設置計画, 整備の内容等)
そ の 他	

- 注1 公共施設の整備計画の欄には, 開発区域の内外において整備することとなる施設について, 当該施設の規模, 種別, 形状及び構造を具体的に記入してください。
- 2 公益的施設の整備計画の欄には, 開発区域の規模に応じて整備することとなる施設について, 当該施設の名称, 規模, 形状及び構造を具体的に記入してください。
- 3 その他の欄には, 土捨場, 運搬経路等工事施行上留意すべき事項及びがけ面の保護等防災上必要な施設の設置計画, 整備の内容等を具体的に記入してください。

設計説明書（公共施設の管理者等に関する書類）

（ 3 の 3 ）

対図番号	種 類	概 要			管 理 者	用地の帰属	摘 要
		幅員・内径・内のり幅 メートル	延 長 メートル	面 積 平方メートル			
新たに設置される公共施設							

対図番号	種 類	概 要			管 理 者	用地の帰属	摘 要
		幅員・内径・内のり幅 メートル	延 長 メートル	面 積 平方メートル			
都市計画法第40条第1項の規定が適用される場合における従前の公共施設							

- 注1 概要の欄には、公園、緑地、広場及び消防の用に供する貯水施設にあつては面積のみを、下水管渠にあつては内径又は内のり幅及び延長のみを記入してください。
- 2 新たに設置される公共施設の概要の欄には、1の公共施設用地が2以上の者に帰属することとなる場合にその旨を記入してください。この場合には、当該帰属の状況を示す図面その他の資料を添付してください。
- 3 都市計画法第40条第1項の規定が適用される場合における従前の公共施設の概要の欄には、当該公共施設に代えて新たに設置される公共施設の対図番号を記入してください。

第3号様式（第6条関係）

申請者の資力及び信用に関する申告書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあつては所在地）	申請者の氏名（法人にあつては、名称、代表者の職名及び氏名。記名押印又は署名）
	電話番号 ()

資本金 円	主たる取引金融機関
創業年月日 年 月 日	営業年数 年 月

営業の沿革（創業時の組織、資本金の変更その他特記事項）

営業内容（具体的に記入してください。）

法令による 許 可 等	建設業法 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣 <input type="checkbox"/> 知 事	許可	年 月 日 第 号
	宅地建物取引業法 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣 <input type="checkbox"/> 知 事	免許	年 月 日 第 号

前年度納税額	所得税又は法人税		地方税					
			都道府県民税	市町村民税	固定資産税			
	円		円	円	円			
従業員数	事務職	技術職			労務職			計
		土木	建築	その他				
	人	人	人	人	人	人	人	
主な役員及び技術者	職名	氏名	年齢	在職年数	資格, 免許, 学歴その他			
宅地造成工事等の実績	工事名	事業主・元請, 下請の区分	施行地区	面積	許認可の年月日及び番号	工事完了年月日		

注 1 該当する□に, レを記入してください。

2 この申告書には, 次の図書を添付してください。

- (1) 法人の登記事項証明書（商業登記規則第30条第1項第2号に規定する履歴事項証明書であって, 同条第3項の規定により全部である旨の認証文が付されたものに限る。法人である場合に限る。）
- (2) 所得税又は法人税, 都道府県民税, 市町村民税及び固定資産税の納税証明書
- (3) 宅地建物取引業法による免許証の写し（宅地建物取引業者である申請者に限る。）
- (4) 建設業法による許可通知書の写し（申請者と工事施行者が同一である場合に限る。）

第4号様式（第6条関係）

工 事 施 行 者 の 能 力 に 関 す る 申 告 書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあつては所在地）	申請者の氏名（法人にあつては、名称、代表者の職名及び氏名。記名押印又は署名）
	電話番号 ()

資本金 円	主たる取引金融機関
創業年月日 年 月 日	営業年数 年 月

営業の沿革（創業時の組織、資本金の変更その他特記事項）

営業内容（具体的に記入してください。）

法令による 許 可 等	建設業法 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣 <input type="checkbox"/> 知 事	許可	年 月 日 第 号
	宅地建物取引業法 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣 <input type="checkbox"/> 知 事	免許	年 月 日 第 号

前年度納税額	所得税又は法人税		地方税					
			都道府県民税	市町村民税	固定資産税			
	円		円	円	円			
従業員数	事務職	技術職			労務職			計
		土木	建築	その他				
	人	人	人	人	人	人	人	人
主な役員及び技術者	職名	氏名	年齢	在職年数	資格, 免許, 学歴その他			
宅地造成工事等の実績	工事名	事業主・元請, 下請の区分	施行地区	面積	許認可の年月日及び番号	工事完了年月日		

- 注 1 該当する□に, レを記入してください。
- 2 申請者と工事施行者が同一である場合は, この様式を提出する必要はありません。
- 3 この申告書には, 次の図書を添付してください。
- (1) 法人の登記事項証明書 (商業登記規則第30条第1項第2号に規定する履歴事項証明書であって, 同条第3項の規定により全部である旨の認証文が付されたものに限る。法人である場合に限る。)
 - (2) 所得税又は法人税, 都道府県民税, 市町村民税及び固定資産税の納税証明書
 - (3) 宅地建物取引業法による免許証の写し (宅地建物取引業者である工事施行者に限る。)
 - (4) 建設業法による許可通知書の写し

設計者の資格に関する申告書

設計者の住所		設計者の氏名(記名押印又は署名) 年 月 日生			
申告する資格 都市計画法施行規則第19条 第()号 ()に該当					
最終学歴	学校名	技術士試験 <input type="checkbox"/> 建設部門 <input type="checkbox"/> 水道部門 <input type="checkbox"/> 衛生工学部門 年 月 合格			
	学科名	一級建築士の資格 年 月 取得			
	卒業年月 年 月	昭和45年1月12日建設省告示 第38号による資格		<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	
宅地開発に関する実務経歴	勤務先の名称	工事名	職務内容	期 間	期間合計
				年 月 から 年 月 まで (年 月)	年 月
				年 月 から 年 月 まで (年 月)	
				年 月 から 年 月 まで (年 月)	
				年 月 から 年 月 まで (年 月)	
				年 月 から 年 月 まで (年 月)	
			年 月 から 年 月 まで (年 月)		
20ヘクタール以上の開発に関する工事の設計経歴	事業主名	工事名	施行区域	面積 <small>平方メートル</small>	許認可番号
					年 月 日 第 号
					年 月 日 第 号
					年 月 日 第 号
					年 月 日 第 号
					年 月 日 第 号

- 注
- 1 該当する□に、レを記入してください。
 - 2 設計経歴の欄には、開発区域の面積が20ヘクタール以上の場合にのみ記入してください。
 - 3 卒業証明書等資格を有する者であることを証する書類を添付してください。

開発区域の土地又はその土地にある工作物に関する調書

開発区域に含まれる地域の名称						開発区域の面積		
						平方メートル		
土地所有者等関係権利者			対象物件	地目又は 工作物の種類	権利の種類	所在地及び地番	地積	同意の有無
住所	氏名							
							平方メートル	有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無

注 1 対象物件の欄には、土地、建物等を記入してください。
 2 権利の種類欄には、所有権、賃借権、地上権、抵当権その他開発行為の妨げとなる権利を記入してください。
 3 地積の欄には、登記事項証明書の地積を記入し、実測地積が明らかなき場合は()書きで記入してください。
 4 同意の有無の欄には、該当するものを○で囲んでください。
 5 この調書には、開発区域内にあるもののほか、接続道路等開発行為に関する工事を行う場合には、開発区域外にあっても開発行為の妨げとなる権利をすべて記入してください。

変 更 協 議 書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
開 発 者 の 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	開 発 者 の 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の職名及び氏名。記名押印又は署名) 電話 ー

京都市京北区域における宅地等開発行為に関する指導要綱第23条の規定に基づき、変更の協議を申し出ます。

協議成立の年月日及び番号

年 月 日 第 号

開発区域に含まれる地域の名称

変 更 の 理 由

変 更 の 概 要

注 変更に関する図書を添付してください。

第10号様式（第25条関係）

工事着手日届出書

(あて先) 京都市長	年 月 日
事業者の住所（法人にあつては、所在地）	事業者の氏名（法人にあつては、名称、代表者の職名及び氏名。記名押印又は署名）
	電話番号 ()

年 月 日付け通知書に係る工事に着手しましたので、京都市京北区域における宅地等開発行為に関する指導要綱第25条の規定により届け出ます。

協議成立の年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	京都市右京区京北
工事着手日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日

※以下は記入しないでください。

受付番号	年 月 日 第 号
------	-----------

第11号様式（第27条関係）

完了届

(あて先) 京都市長	年 月 日
事業者の住所（法人にあつては、所在地）	事業者の氏名（法人にあつては、名称、代表者の職名及び氏名。記名押印又は署名）
	電話番号 ()

年 月 日付け通知書に係る工事が完了しましたので、京都市京北区域における宅地等開発行為に関する指導要綱第27条第1項の規定により届け出ます。

協議成立の年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	京都市右京区京北
工事着手日	年 月 日
工事完了日	年 月 日

※以下は記入しないでください。

受付番号	年 月 日 第 号
------	-----------